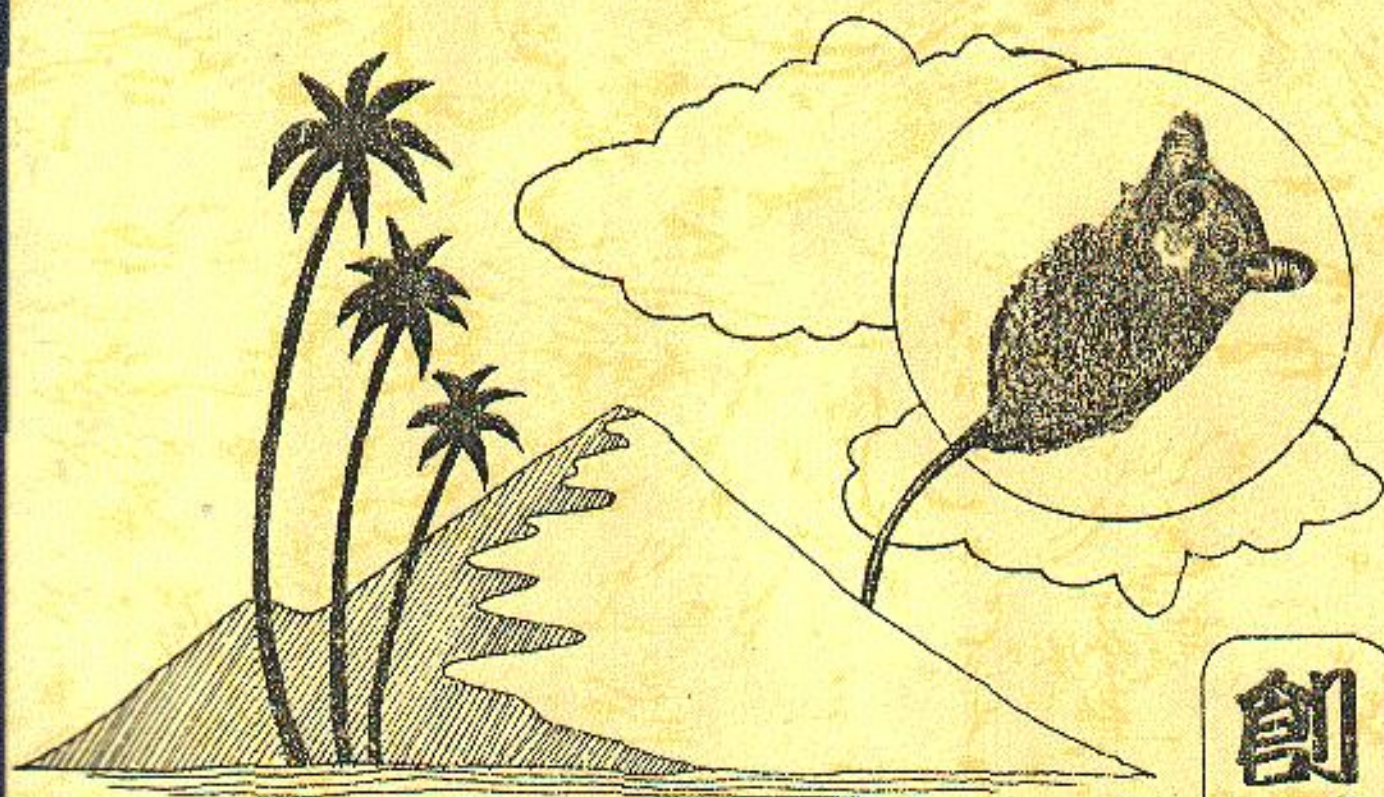




北スラウェシ 日本人会

NORTH SULAWESI JAPAN CLUB

報 會
第 1 号



創刊号

- 1998年 7月 -

《 北スラウェシ日本人会会報 第1号 》

目次

- ◇ ご挨拶 日本人会会長 前田良昭 2
- ◇ 北スラウェシ日本人会設立経緯について
日本人会副会長 川口博康 3
- ◇ 北スラウェシ日本人会設立に寄せて
在ワジュン・パンダン 日本総領事館 佐久間徹 5
- ◇ 北スラウェシ安全対策連絡協議会設立準備会報告書
安全対策連絡協議会会長 辻田武司 7
- ◇ 日本総領事館の案内 10
- 特別掲載 —
- ◇ 「インドネシア政変に関するトピックレポート」
第6章 ハビビ新体制の特徴
アジア経済研究所 松井和久 14
- ◇ 北スラウェシにおける宗教 川井雄二 23
- ◇ — 随筆 — マナドと3B 川井雄二 24
- ◇ ブナケン国立海中公園 森井まち子 25
- ◇ ミナハサ観光案内 川井雄二 29
- ◇ 日常の安全対策（交通事故） 海外安全マニュアル 32
- ◇ — 提案 — 書籍交換会 川井雄二 37
- ◇ 命の恩人に会いたい 1985年4月28日新聞記事 38
- ◇ インドネシア語クロスワード・パズル 川井雄二 39
- ◇ 編集後記 日本人会 編集部 40

ご挨拶

北スラウェシ日本人会設立にあたり一言ご挨拶を申し上げます。
去る6月13日土曜日に日本人会設立準備会を開催した所、多数の皆様方のご賛同とご協力を頂き、又、在ウジュン・パンダン総領事館より佐久間領事補佐を迎えご指導を頂きここに日本人会発足の運びとなりました事を心よりお喜び申し上げます。

今後、日本人会の運営につきましては、皆様方のご協力とご指導を受け賜り進展させ親睦並びに相互扶助またインドネシアとの親善の一助となる様努力致したいと願っておるいだいでございます。
今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻宜しくお願い申し上げます。

1998年6月吉日

北スラウェシ日本人会会長

前田 良昭



北スラウェシ日本人会設立経緯について

1. 今年3月6日 NOVOTEL MANADOに於いて

安全対策連絡協議会を北スラウェシ在住の邦人有志によって開催。

この席上、この地区に於ける日本人会設立の意見出される。

2. 北スラウェシ日本人会設立準備会を6月13日—NOVOTEL

にて開催。出席者有志15名 佐久間領事補佐官に特別出席頂き

最近のインドネシア情勢についてお話頂く。

日本人会設立の方向で準備開始することとなる。

各役員を選出 各会員の情報交換 など話合われる。

3. 第一回理事会開催

日時： 6月17日

場所： KAJIMA—TEGUH 宿舎

議題： 会規約作成

行事について

会報の発行について

部会について

その他

4. ゴルフ部会 日帰りツアーについて

日時： 6月23日

場所： NOVOTEL

議題： ゴルフコンペ（特に地元の皆さんとの親睦を目的に）について

提案者の大村氏の趣旨説明

8月23日開催目標で今後牛崎氏中心に検討する。

ブナケン島日帰りツアー7月26日実施で八巻氏にコーディネート

願います。

総領事当地公式ご訪問について打合せ。

5. 北スラウェシ日本人会総会開催

日時： 7月9日 19時

場所： NOVOTEL

出席者： 松田 勲 総領事ご夫妻 金子領事 他

日本人会メンバー23名 合計27名

議題： 松田名誉会長の挨拶

前田 会長の挨拶

名称の決定 北スラウェシ日本人会

NORTH SULAWESI JAPAN CLUB

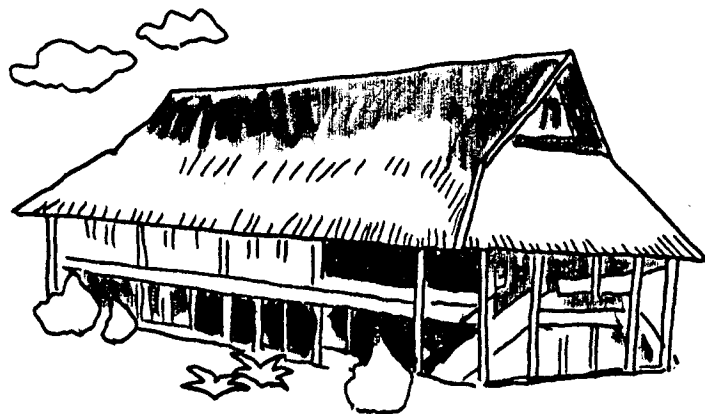
その他、質疑応答

親睦会

松田総領事主催による懇親パーティー

北スラウェシ日本人会 役員

名誉会長	松田 勲	総領事
会 長	前田 良昭	
副会長	川口 博康	
理 事	高沢 直美	
理 事	西村 計一	
理 事	内田 忠茂	
監 査	辻田 武司	



北スラウェシ州日本人会の発足、おめでとうございます。

私が初めて北スラウェシ州を訪れたのは1970年代の末ですから、もう二昔前になります。当時はバンダ海でマグロ漁をするためにはるばる日本からやってくる日本漁船が多く、毎年その内の数隻は領海侵犯や密漁容疑で拿捕されていました。ウジュンパンダンに日本総領事館が開設されたのは1977年ですが、当時、多くの日本漁船が東部インドネシア海域で拿捕されていたことが総領事館開設の理由の一つであったと聞いています。

日本漁船拿捕の一報が入る度にソコン、アンボン、ビトゥンなどに出張し、日中は漁船員からの事情聴取と検察や海軍との交渉、夕方ホテルに戻って総領事館に電話連絡、水をかぶってマンディをした後は、レストランで検事や海軍軍人と夕食をともにする一日。これが1週間近く続いたケースもありました。今となっては懐かしい思い出ですが、当時の私は大学生活を終えたばかりで実社会での経験は皆無でしたので、正直に言ってかなり苦勞したことをよく覚えています。

当時のビトゥンはまだ市制も敷かれておらず、埃っぼいだけが印象的なごく小さな港町でした。メナドも、市民の足である馬車が沢山走っており、乾季に訪れると道路上の馬糞が粉になって空中を飛び交っていました。勿論、ダイビングスポットのブナケンはまだその名前さえ知られておらず、ホテルもカワヌアホテルほか数軒があるだけ、市内のタクシーも時間単位で借り上げる白タクだけでした。

白タクについては、奇妙に今でも記憶していることがあります。何度目かの出張の折り、メナドとビトゥンの往復に白タクをチャーターしたわけですが、この運転手がVan Houten（木製のという意味）という名前でした。この名前を聞いた時、先ずチョコレート「バンホーテン」が頭に浮かび、次いで、ミナハサ地方はオランダが古くから植民地経営に力を入れ、オランダ人との混血の歴史も古い土地だということは書物から承知はしているものの、実際にファン・ハウテン（実際にはこう発音する）という名前の運転手が自分の目の前に座っている状況に遭遇してみると、この土地の歴史上の一コマを垣間見た思いにとらわれ、オランダ植民地化の歴史は現代にこういう足跡となって現れるのかと変に納得した次第です。

北スラウェシ州といった時に先ず頭に浮かぶのはミナハサ地方であることから伺えるように、北スラウェシ州の歴史はミナハサ地方の歴史であるといっても過言ではないでし

よう。イスラム教の優勢なゴロンタロ地方は見過ごされがちですし、ましてやゴロンタロ地方が南スラウェシよりも早くイスラム化した事実はほとんど知られていません。

ミナハサ地方は、17世紀初頭にオランダ東インド会社が進出してポルトガルとスペインの両勢力を駆逐し、これ以降オランダ植民地化が進んでいきます。オランダは先発のカトリックの影響を一掃するためにプロテスタントの布教、そして地元民向けの神学校運営にも力を入れました。インドネシア国内でミナハサ地方住民の教育レベルが伝統的に高いといわれるのは、このオランダの活動と無縁ではありません。

オランダの残した遺産は経済面でも大きく、1670年にヤシ、1796年にコーヒー、1805年にカカオ、少し遅れてクローブとナツメグ、さらに1925年にはゴムのプランテーションが始められるなど、今日の北スラウェシ州経済を支えるプランテーション作物の多くはオランダ時代に導入されたものです。このように、北スラウェシ州の歴史はオランダ植民地経営の歴史と大きく重なっていると言えるでしょう。

最後に、インドネシア人の中でよく口に出るエスニック・ジョークの一つに、“Boleh makan bubur Manado, tetapi jangan makan bibir Manado”「メナドの粥は食べてもいいけれども、メナドの唇は食べないでね」というものがあります。このジョークのミソは bubur と bibir が語呂合わせになっているところにあります。bubur Manado は皆様も既に御存知のとおりメナドの名物料理の一つですが、口の悪い人に言わせると「猫が吐き出した残飯」とのことで、メナド女性が如何に料理を怠けているかが分かるのか。それでは bibir Manado とは如何なるものか。bibir は唇のことですから、中華料理の魚の唇のスープ (sup bibir ikan) のようなものなのか、人間の唇と関係があるのか、浅学非才の私にはよく分かりません。このジョークが女房族から亭主に向けてよく言われることや、メナドが美人の産地として知られていることなどを考え併せてみると、人間、特に女性の唇と大いに関係があるかとも思いますが、メナド女性の唇を至近距離から注意深く観察した経験のない私にはよく分かりません。北スラウェシ州日本人会会員の中には若い方も多いようですから、メナドの唇に感わされて、食べてから消化不良を起こしたりすることのないよう注意して、本務に頑張ってくださいたいと思います。

現在のインドネシア情勢を鑑み、在留邦人各自が緊急連絡体制確保の必要性を感じていた中、ビトン在住の前田氏の呼びかけにより、安全対策連絡協議会の設立準備会が以下のように行われた。

1. 日時 : 1998年3月6日(金) 午後3時より

2. 場所 : NOVOTEL MANADO 1階コーヒーショップ

3. 出席者

田口(総領事館)、荒井、井上、内田(格)、大茂、押川、川井、川口(博)、高澤、辻田、平野、前田、村上、八巻

4. 内容

①自己紹介

②田口理事官より、インドネシア情勢及び当会設立の趣旨の説明

③情報交換、問題提起

- ・安全対策連絡協議会の方針に関して
- ・“日本人会”設立に関して
- ・イミグレーション等による不当行為に関して
- ・関係官庁への登録や報告に関して
- ・非常事態時の行動、対する現実に関して
- ・当地の日系2世の方に顧問になってもらうのはどうか、等々

④役員を選出、承認

出席者全員の承認により次のように決定した。

安全対策連絡協議会会長	辻田
ビトン支部長	押川
マナド支部長	八巻

⑤緊急連絡網の作成

5. 所感

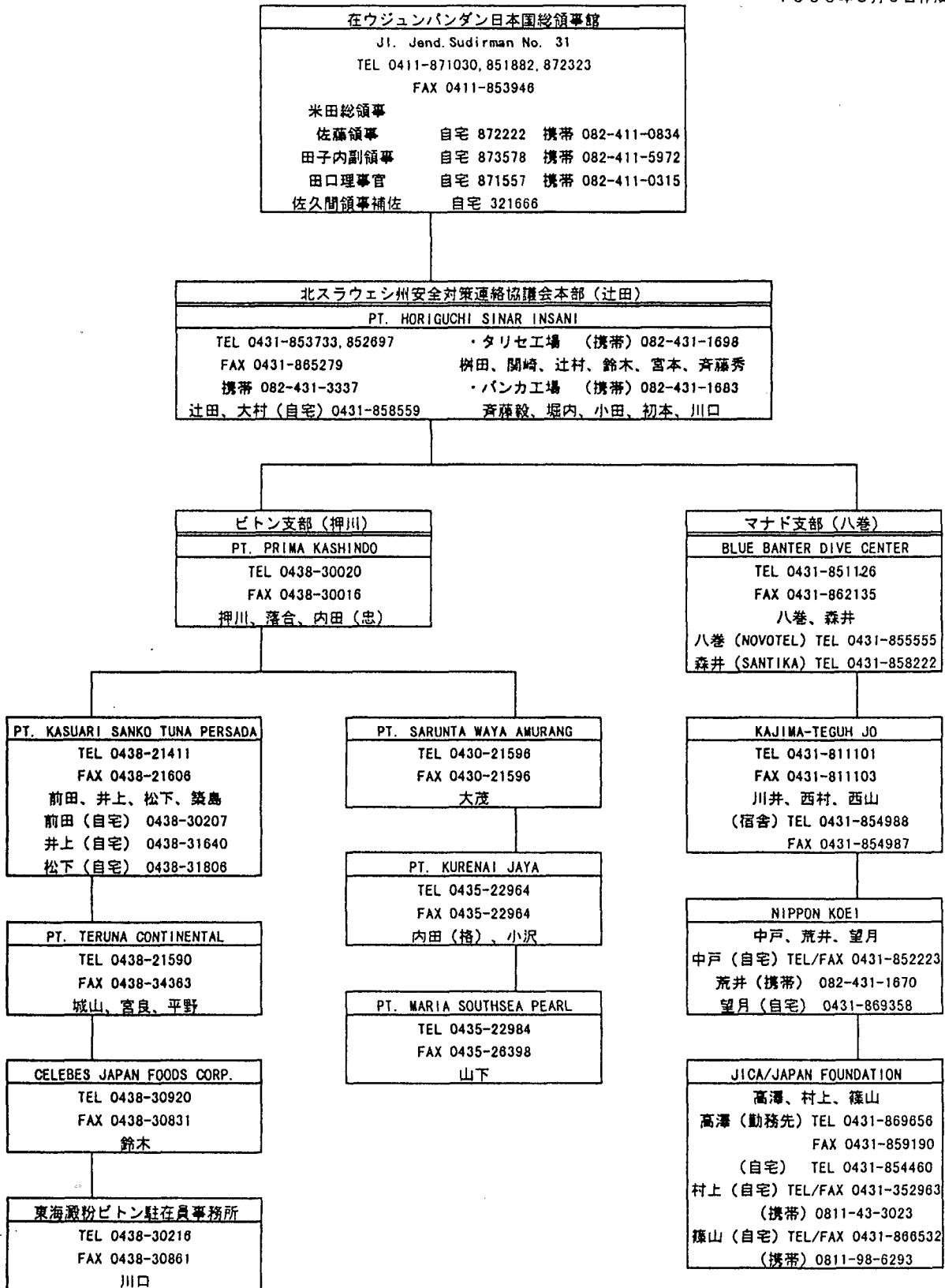
北スラウェシ州に在住する邦人がこれほど集まることはこの数年なかったか初めてのことであり、出席者の間で今までの経験や問題点が活発に議論された。会終了後、食事をとりながらの懇談会では一層の親睦を深めることができた。

現在の情勢の中、当面必要となる緊急連絡体制が確立した後、有志による“日本人会”の設立が期待される。これには単なる連絡会とは違った、より幅の広い交流、情報交換の場であってほしいと願う。反対に、安全対策連絡協議会は非常時を想定した情報中継地であり、私たち自身の安全を守る為、日常から準備研究することを目的にしぼりたい。(辻田)

以上

北スラウェシ州在留邦人緊急連絡網

1998年3月6日作成



各グループで筆頭の方が、そのグループでの連絡責任者です。
 連絡網最後の方は、連絡が伝わった旨を所属支部長まで知らせて下さい。支部長はその旨を本部まで知らせて下さい。
 FAXによる通信では、誰が受け取っても日本人に適切に連絡が伝わるように、インドネシア語を付け加える等、配慮して下さい。
 日本語のできないスタッフが連絡を受け取った場合を想定して、その後の処置について、事前に打ち合わせておく必要があります。
 自分の次に当たる人に連絡不可能な場合、とりあえず一つ飛び越えて連絡して下さい。この事は所属支部長に連絡して下さい。
 人員構成・連絡先等の変更や、帰国の場合は、ウジュンパンダン総領事館および安全対策連絡協議会本部に速やかに連絡することをお願いします。
 出張や一時帰国等で連絡先を離れる場合、同グループの方および連絡網の前後の方に一声かけるようにお願いします。
 在留地で緊急事態に遭遇された場合や、その様な情報を得た場合、総領事館に連絡すると共に近隣者、本部に適切に連絡して下さい。

外務省「海外危険情報」について

平成9年12月17日

1. 外務省は、12月18日より、「渡航情報」、「退避勧奨」および「退避勧告」を統合し、「海外危険情報」と総称する(今後「渡航情報」という用語は用いない。)こととした。また、渡航或いは滞在に当たって通常以上の特別な注意が必要な国・地域の治安状況等を5段階の危険度に区分し、「注意喚起」、「観光旅行延期勧告」、「渡航延期勧告」、「家族等退避勧告」、「退避勧告」の5種類の「海外危険情報」を発出することとした。
2. 外務省は、従来より、海外における日本人の安全対策の一環として、特定の国または地域の治安や安全性に関する情報提供を行ってきた。その際、治安の激しい悪化や災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、または発生の可能性が高まっていると判断される場合には、海外への渡航にかかる「渡航情報」として、「注意喚起」、「観光旅行自粛勧告」および「渡航自粛勧告」を状況に応じて発出していた。また、現地に滞在している邦人が安全な国・地域へ退避する必要があると判断されるに至った場合には、現地滞在にかかる情報として「退避勧奨」や「退避勧告」を発出していた。
3. 従来の制度は、海外への渡航にかかる情報提供を行う「渡航情報」(注意喚起、観光旅行自粛勧告、渡航自粛勧告)と、現地滞在にかかる情報提供を行う「退避勧奨・退避勧告」について、対象や目的が異なることから別系統の情報として取り扱ってきた。しかし、渡航情報も退避勧奨・退避勧告も特定の国・地域の治安や安全性に関する情報であることから、両者を統合し、段階的に発出することとした。
また、名称については、メッセージをより伝わり易くするため、「観光旅行自粛勧告」、「渡航自粛勧告」および「退避勧奨」はそれぞれ「観光旅行延期勧告」、「渡航延期勧告」および「家族等退避勧告」に変更し、「注意喚起」および「退避勧告」は名称を変更せず現行の名称を踏襲することとした。
4. なお、各々の「海外危険情報」の趣旨は以下のとおりである。

(1)危険度1「注意喚起」

当該国(地域)への渡航、滞在に当たって通常以上の特別な注意が必要とされることを通報し、必要な安全対策について注意を喚起するもの。

(2)危険度2「観光旅行延期勧告」(旧名称:「観光旅行自粛勧告」)

当該国(地域)への観光等を目的とする不急の渡航の延期を勧めるとともに、現地に滞在している邦人に対しては「観光旅行延期勧告」が発出されたことを周知の上、状況に応じた注意を払うよう勧めるもの。

状況により、旅行者の出国を勧める場合もある。

(3)危険度3「渡航延期勧告」(旧名称:「渡航自粛勧告」)

当該国(地域)への全面的な渡航の延期を勧めるとともに、現地に滞在している邦人に対しては「渡航延期勧告」が発出されたことを周知の上、状況に応じた注意を払うよう勧めるもの。状況により、現地に滞在している邦人のうち事情が許す者の出国を勧める場合もある。

(4)危険度4「家族等退避勧告」(旧名称:「退避勧奨」)

危険度3「渡航延期勧告」の趣旨に加え、当該国(地域)よりの退避、引き揚げに必要な準備を行うよう勧めるとともに、現地に滞在している邦人のうち家族等の事情が許す者に対しては、安全な国(地域)への退避(本邦への引揚げを含む。)を勧めるもの。

(5)危険度5「退避勧告」

危険度3「渡航延期勧告」の趣旨に加え、現地に滞在している全ての邦人に対して当該国(地域)より、安全な国(地域)への退避(本邦への引揚げを含む。)を勧めるもの。

「海外危険情報」は法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではありません。

在ジャカルタ総領事館

Consulate-General Service

在ジャカルタ日本国総領事館は在インドネシア日本国大使館に併設されており、ジャカルタ中心部タムリン通りに位置し、日本人がインドネシアで生活するうえで欠かせない様々な行政サービスを行っています。今回は、旅券関係と証明書関係に絞ってまとめましたが、そのほか戸籍関係や国籍関係の手続き等については、直接在ジャカルタ日本国総領事館へご照会ください。

在ジャカルタ日本国総領事館

Consulate-General of Japan at Jakarta

- Jl. M. H. Thamrin 24,
Jakarta
- Tel : (021) 324308
- 月～金曜
8:30～12:00, 13:30～15:00

8

日本人
関係団体

■ 旅券、証明関係

● 旅券の有効期間

申請時に10年か5年を選択(20歳未満の人は5年)。残り有効期間1年未満、もしくは査証欄に余白がない場合(一度は増補可能)になれば、新しい旅券への切替(新規発給)を申請できます。古い旅券に記載されていた滞在許可や査証については各国大使館にお問い合わせ下さい。

● 旅券、証明関係の手続き

※旅券関係についての代理人は日本人に限ります。証明関係についての代理人は国籍を問いません。

いずれも委任者、受任者双方の署名捺印による委任行為が完了していることが必要です。

● 在留届の提出

旅券法第16条により、海外に3ヵ月以上滞在する日本人は、大使館に「在留届」を提出するよう義務付けられています。

本届出は、在外邦人の実態把握のための資料として重要なものであり、また、未届者は、緊急事態発生時のもとより、不測の障害その他各種事件発生等に際し、必要な保護援助を受けられないこともあり得、更に、「在留証明書」の発給条件でもありますので、かならず総領事館に届出てください。

● 申請・交付時間

申請受付・交付時間は午前中8:30～12:00、午後13:30～15:00のみです。

■ インドネシア国内のその他の公館等

◎ 在インドネシア日本国大使館
EMBASSY OF JAPAN IN INDONESIA
Jl. M. H. Thamrin No. 24
Jakarta Indonesia
Tel: 021-324308
Fax: 021-325460

◎ 在ウジュンバンダン日本国
総領事館
CONSULATE-GENERAL OF JAPAN
AT UJUNG PANDANG
Jl. Jenderal Sudirman 31
Tel: 0411-871030/872323
Fax: 0411-853946

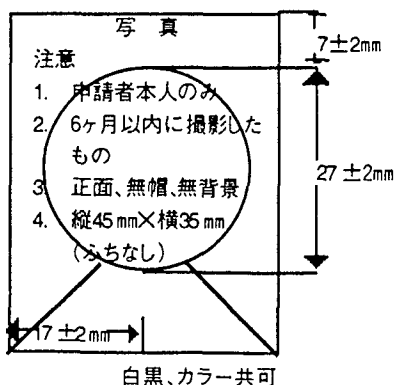
◎ 在スラバヤ日本国総領事館
CONSULATE-GENERAL OF JAPAN
AT SURABAYA
Jl. Sumatera No. 93
Tel: 031-5344677/5340003
Fax: 031-5315872

◎ 在デンパサール駐在官事務所
(在スラバヤ日本国総領
事館)
BRANCH OFFICE IN DENPASAR
CONSULATE-GENERAL OF JAPAN
AT SURABAYA
Jl. Raya Puputan, Renon
Tel: 0361-227628
Fax: 0361-231308

◎ 在メダン日本国総領事館
CONSULATE-GENERAL OF JAPAN
AT MEDAN
Jl. Suryo No. 12
Tel: 061-531192
Fax: 061-511447

申請の種類	申請	必要書類	どのような場合に必要	日数	手数料
【旅券関係】 新規(切替)発給	申請のみ 代理可(日本人) 交付は 本人出頭	1. 一般旅券発給申請書 2. 戸籍謄(抄)本 (発行日より6ヶ月以内のもの。在留届提出後3ヶ月を経過し、旅券記載事項と相違がなければ免除) 3. 写真2枚、写真の規格については注参照 4. 現在所持している旅券	1. 有効期限が1年未満になった場合 2. 併記者を分離する場合 3. 子供が外国で生まれた場合 4. 旅券の査証欄に余白がなくなった場合 (査証欄増補は1回のみ)	7日間	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで 326,000ルピア (10年有効旅券) 217,000ルピア (5年有効旅券) 109,000ルピア (12歳未満の申請者)
再発給	申請および 交付とも 本人出頭	1. 一般旅券再発給申請書 2. 写真2枚、規格については注参照 3. 損傷した旅券または紛失事実を証明する書類 (警察署からの紛失(盗難)届出証明書)	1. 旅券を損傷した場合 2. 旅券を紛(焼)失した場合	約1~2週間 後	261,000ルピア (10年有効旅券) 174,000ルピア (5年有効旅券) 87,000ルピア (12歳未満の申請者)
訂正	申請および 交付とも 代理可	1. 一般旅券訂正申請書 2. 訂正する内容を立証する書類(戸籍謄(抄)本など) ただし、併記抹消、身長 の訂正には不要。 3. 現在所持している旅券	1. 併記してある15歳未満の子供を抹消する場合(子供は新規発給申請) 2. 旅券記載事項(本籍など)を訂正する場合	翌日	20,000ルピア
査証欄増補	申請および 交付とも 代理可	1. 一般旅券査証欄増補申請書 2. 現在所持している旅券	・旅券の査証欄に余白が無くなりそうな場合	当日	54,000ルピア

注)写真の規格



申請の種類	申請	必要書類	どのような場合に必要	日数	手数料
帰国のための渡航書	申請および交付とも本人出頭	<ol style="list-style-type: none"> 1. 渡航書発給申請書 2. 警察署からの紛失証明書 3. 日本国籍を立証する書類(運転免許証等) 4. 写真2枚(4.5×3.5cmで、6ヵ月以内のもの) 5. 帰国便の航空券 	・旅券を紛失したが再発給を待たず帰国する場合	面談の上決定	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで 54,000ルピア
【各種証明関係】 在留証明書(和文)	申請本人受領代理可	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在留証明願書 2. 旅券 3. インドネシア官憲当局発行の公文書で自宅住所を立証できるもの ※在留届提出済が要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の売買 ・遺産の相続 ・自動車の売買 ・年金、恩給の受領 ・帰国後の受験申請など 	翌日	26,000ルピア
身分の記載事項証明	申請および受領とも代理可	<ol style="list-style-type: none"> 1. 証明発給申請書 2. 戸籍謄本(抄本) ※3ヶ月以内発行(一名についての証明の場合のみ抄本で可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在許可の有効期間延長 ・労働許可証の申請 ・インドネシア国籍者との結婚 ・所得税控除など 	翌日	26,000ルピア
署名(ば印)証明	申請は本人出頭受領は代理可	<ol style="list-style-type: none"> 1. 署名証明申請書 2. 証明すべき署名のある書類(署名は面前にて) 3. 旅券 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の売買 ・遺産の相続 ・自動車の売買 	翌日	37,000ルピア
遺骨(体)証明	申請、受領については事前確認	<ol style="list-style-type: none"> 1. 証明発給申請書 2. 遺骨 3. 故人の死亡事実を立証できる公文書 4. 故人の遺骨(体)であることが確認できる文書 	・インドネシアで死亡した人の遺骨(体)を日本へ運ぶ際に必要な場合	面談の上決定	54,000ルピア

